

みんなが、子育てしやすい鎌倉へ。

平成 27 年 4 月から（予定）

子ども・子育て支援新制度が 始まります！



子ども・子育て支援新制度って？

■『子ども・子育て支援新制度』とは

子ども・子育て関連3法（※）に基づき平成 27 年 4 月から実施される予定の、子ども・子育て支援の新しい仕組みです。

この制度は、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方をベースに子育てを社会全体で支えることを目指した制度で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を市町村が中心となって行っています。

（※）子ども・子育て関連3法って？

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
- ③ 関係法律の整備等に関する法律

この3つの法律を総称して
「子ども・子育て関連3法」
と呼んでいます。

■なぜ新たな制度になるの？

少子化の進行、子育ての孤立感や負担感の増加、待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題を改善するため、今までの制度を見直して、新たな制度をスタートさせます。

■こんな取り組みを進めています！

- ①保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会をめざします。
- ②幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」を進めます。

どんな施設・事業があるの？

■教育・保育の場

 <p>幼稚園 3~5歳</p> 	<p>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校で、幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行います</p> <p>利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。</p> <p>利用できる保護者 制限なし</p>	 <p>保育所 0~5歳</p> 	<p>就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設で、保育所保育指針に基づいた保育や教育を行います</p> <p>利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。</p> <p>利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。</p>
 <p>認定こども園 0~5歳</p> 	<p>教育と保育を 一体的に行う施設</p> <ul style="list-style-type: none">幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、認定こども園法に基づき、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育と一緒に受けます。	 <p>地域型保育 0~2歳</p> 	<p>新制度で新設！</p> <p>少人数の単位で、 0~2歳の子どもを 預かる事業</p> <ul style="list-style-type: none">家庭的保育事業、小規模保育事業など就労などのため家庭で保育のできない保護者が対象

■地域の子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などができる地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど地域の様々な子育て支援を充実します。

事業名	概 要	問い合わせ先
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場）	主に0~3歳までの乳幼児と保護者が気軽に利用できる“ひろば”で、打ち解けた雰囲気の中で交流・遊び・情報交換などが出来ます。	こども相談課 61-3751 こどもみらい課 61-3891
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全家庭を支援する事業です。赤ちゃんが生まれた家庭を助産師・保健師が全戸訪問し、発育や育児に関する相談や情報提供を行います。	市民健康課 61-3944
ファミリー・サポート・センター事業	子育てや家事で手助けが欲しい人(依頼会員)を、近隣地域に住み支援を行える人(支援会員)が助ける、有償ボランティア事業です。	こども相談課 61-3896
一時預かり事業	保護者の用事や短期のパートタイム就労、病気・出産など、家庭で一時的に保育が困難となったときに、保育所での一時保育を利用できる事業。	保育課 61-3892
延長保育事業	保育所に子どもを預けている保護者の就労などに必要な時間が長時間化する場合などに、保育時間を延長できます。	
放課後児童クラブ（子どもの家）	居宅内労働を含む就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない子ども（小学生）に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供する事業	青少年課 61-3886

何が変わるの？

新制度に移行する幼稚園（※）や保育所、認定こども園等の利用に関わる、次の3つのが変わります。

①給付の仕組み

現行制度では、幼稚園（※）や保育所、認定こども園等には保護者が負担する保育料以外にも各施設の運営に必要な費用が支給されています。この支給はこれまで、文部科学省と厚生労働省に分かれていましたが、新制度では内閣府からの給付に統一されます。

また、この給付等のために、消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が充てられることになっています。

なお、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、給付は新制度に移行する幼稚園（※）や保育所、認定こども園に直接行う仕組みになります。

②利用の手続き

新制度に移行する幼稚園（※）や保育所、認定こども園等への申込みとは別に、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けるため、鎌倉市への申請が必要になります（手続きの方法は、利用する施設等により異なりますので、4・5ページをご確認ください）。

③保育料

新制度に移行する幼稚園（※）や保育所、認定こども園等の保育料は、所得などに応じて鎌倉市が決めることになります。

なお、今後国が決定する基準を上限に、鎌倉市が保育料を決定するため、現在のところ金額は未定です。

（※）幼稚園について



幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園があります。幼稚園が、平成27年度どちらの園になるかは、園の意思が尊重され10月頃に各園の判断で決まります。

各幼稚園は、新制度の内容を踏まえて検討や判断をしますが、現在も制度の詳細については国で検討中となっていることが多くあります。

現行制度のまま継続する園については、手続きと保育料の仕組みは今までと変わりません。

なお、平成27年度は現行制度のまま継続する園でも、平成28年度以降に、新制度に移行する場合があります。

◆新制度に移行する園の手続きの流れは4ページ、現行制度のまま継続する園の手続きの流れは5ページをご覧ください。

教育・保育の利用手続きの流れはどうなるの？

■支給認定

新制度に移行する幼稚園（※）や保育所、認定こども園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

■支給認定の種類 3つの認定区分

1号認定

教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合

利用先：幼稚園（※）、認定こども園

2号認定

満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、保護者の就労状況などにより、施設などでの保育を必要とする場合

利用先：保育所、認定こども園

3号認定

満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、保護者の就労状況などにより、施設などでの保育を必要とする場合

利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

■保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保護者の就労時間などの事由により、保育の必要量が『保育標準時間』（保育を利用できる時間：11時間）と『保育短時間』（保育を利用できる時間：8時間）に区分されます。

■手続きの流れ

1号認定

を受けて利用する施設



●既に施設を利用している場合

1

平成26年11月頃（予定）
施設から支給認定申請書が配布されます

2

施設を通じて
支給認定を
申請します

3

施設を通じて鎌倉市から
支給認定証が
交付されます（1号認定）

4

施設を継続
して利用で
きます

●今後新たに施設を利用する場合

1

平成26年11月頃（予定）
施設に直接利用
申込みをします

2

施設から
入園の内
定を受け
ます

3

施設を通
じて支給
認定を申
請します

4

施設を通じて
鎌倉市から支給
認定証が交付さ
れます（1号認定）

5

施設と利
用の契約
をします。

2号認定

3号認定

を受けて利用する施設等



●既に施設を利用している場合

1

平成 27 年 1 月頃（予定）
施設から継続入所申込書
とあわせて支給認定申請書が配布されます

2

継続入所申込と同時に施設を通じて
支給認定を申請します

3

施設を通じて鎌倉市から支給認定証
が交付されます（2号・3号認定）

4

施設を継続して利用で
きます

●今後新たに施設等を利用する場合

1

平成 26 年 11 月頃（予定）
鎌倉市の窓口で
入所申込書とあわせて支
給認定申請書を配布しま
す

2

入所申込みと同時に鎌倉市の窓口で
支給認定を申請します

3

鎌倉市から支給認
定証が交付されま
す（2号・3号認定）

4

利用調整で
決定した施
設等を利用
します

（※）幼稚園について

幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園があります。

現行制度のまま継続する幼稚園の利用手続きについては、以下のとおりです。

支給認定を受ける必要はありません。

現行制度のまま継続する

幼稚園

3~5歳



●すでに幼稚園を利用している場合

継続して幼稚園を利用できます

●今後新たに幼稚園を利用する場合

1

平成 26 年 11 月頃（予定）
幼稚園に直接利用申込
みをします

2

幼稚園からの入園の決定を
受け、幼稚園を利用します

・保育料等は幼稚園により異なります。

・現行制度のまま継続する園に通う場合、お子さんの保護者の経済的負担を軽減する「私立幼稚園等就園奨励費補助金」の制度は、今後も継続される予定です。

子ども・子育て支援新制度に関する市の取り組み

鎌倉市子ども・子育て会議の設置

市では「子ども・子育て支援法」に基づいて、事業計画の策定など新制度の仕組みづくりについて内容を審議する「鎌倉市子ども・子育て会議」を昨年8月から設置しています。委員は学識経験者、子育て中の保護者、子育て支援に関わる事業者など、幅広い方にお願いをしています。

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

新制度では、市町村が支援の実施主体として事業計画を策定し、支援を総合的・計画的に行うことになります。今後市では、昨年10月から11月に実施したニーズ調査の結果をはじめ、会議委員や市民の皆様の意見を踏まえ、計画を策定します。

子ども・子育て支援新制度に関するQ&A

Q1 新制度の支援を受けられるのはフルタイムの共働き家庭だけですか？

A1 いいえ。この制度は、全ての子育て家庭を支援しようとする仕組みです。

家庭での子育て支援として、用事の際に利用できる一時預かりや、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流が出来る「地域子育て支援拠点」なども充実させていきます。

また、保護者がパートタイムなどで働く世帯でも、保育所などの保育が受けやすくなるよう「保育の必要性」の認定の仕組みを導入します

Q2 新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園の保育料はどうなりますか？

A2 保育料は、所得などに応じて市が決めることになっています

今後、国が決定する基準を上限に決定するため、金額は未定です。決まり次第市ホームページ(※)などでお知らせする予定です。

※市ホームページ（子ども・子育て支援新制度のページ）

(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kodomokyoku/sinseido.html>)

子ども・子育て支援新制度に関する今後のスケジュール(予定)

平成26年11月 支給認定申請の受付スタート

11月～12月 子ども・子育て支援事業計画に関する意見募集

平成27年 3月 子ども・子育て支援事業計画策定

4月 子ども・子育て支援新制度スタート

問合せ先

鎌倉市こどもみらい部子ども・子育て支援新制度担当

- 電話：0467-61-3844
- FAX：0467-23-8700
- 電子メール：kodomokosodate@city.kamakura.kanagawa.jp

平成26年9月 鎌倉市

